

入 札 心 得 書

(趣旨)

第1条 この心得書は、自動販売機設置運営のために駿東伊豆消防組合有施設の一般競争入札による貸付けに参加を希望する者が遵守しなければならない事項を定めるものとする。

(入札参加者の責務)

第2条 入札への参加を希望する者は、この入札心得書のほか、自動販売機設置運営のための駿東伊豆消防組合有施設の一般競争入札による貸付けに関する募集要領（以下「募集要領」という。）の記載事項を熟知のうえ、入札に参加しなければならない。

(入札参加資格)

第3条 入札に参加する資格を有する者は、次の各号の全てに該当する法人又は個人とする。

- (1) 静岡県東部地区に本店、支店、営業所若しくは事業所を有する法人又は居住し、若しくは店舗を設置して業を営んでいる個人
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 駿東伊豆消防組合暴力団排除条例（平成28年条例第11号。以下「条例」という。）に基づき、次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者（以下総称して「反社会的勢力」という。）
 - イ 法人の代表者が反社会的勢力である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が反社会的勢力である者
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を現に受けている又は受けたことのある団体又はその代表者、主

催者若しくはその構成員でないこと。

(6) 市町民税を滞納していない者であること。

(7) 過去2年間において、飲料用自動販売機の設置実績又はこれに類する事業の実績があること。

(入札参加申込)

第4条 入札への参加を希望する者は、駿東伊豆消防組合が指定する日までに、次に掲げる書類を駿東伊豆消防組合消防部企画課に提出しなければならない。なお、指定する日までに必要な書類を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 組合有財産貸付け一般競争入札参加申込書（以下「入札参加申込書」という。）

(2) 自動販売機設置事業申告書

(3) 誓約書

(4) 住民票（法人の場合にあっては、当該法人の登記事項証明書）又はその写し（入札参加申込日から3か月以内に発行されたもの）

(5) (4)に掲げる書類で第3条(1)の資格を確認できない場合にあっては、それを証明する書類の写し（支店・営業所等の一覧表等）

(6) 入札参加申込書に押印した印鑑の印鑑証明書又はその写し（入札参加申込日から3か月以内に発行されたもの）

(7) 令和7年度分個人市町民税（法人の場合にあっては、実際に取引を行う支店・営業所等の所在地の申込み時点において終了している直近の事業年度分法人市町民税）の納税証明書又はその写し（入札参加申込日から3か月以内に発行されたもの）

(8) 設置を希望する自動販売機及び使用済容器の回収ボックスの寸法、消費電力等の仕様が記載された書類の写し

2 入札及び契約等の一切の執行に関し、前項の入札参加申込人以外の者に権限を委任して実施する場合は、前項の提出書類と併せて委任状兼使用印鑑届を提出しなければならない。

3 入札参加申込書、自動販売機設置事業申告書及び誓約書には、入札参加申込人の住所及び氏名（法人の場合にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名）を記入し、実印（法人の場合にあっては、代表者印）を用いて押印しなければならない。

3 前3項の規定による提出は、持参又は郵送の方法によるものとする。

- 4 前項の規定に基づき、郵送の方法により提出する場合にあっては、書留郵便により駿東伊豆消防組合が指定する日の午後5時までに、駿東伊豆消防組合消防部企画課に到着させなければならない。

(入札保証金)

第5条 入札保証金は、免除する。

(入札)

第6条 入札に参加する者は、次に掲げる書類を駿東伊豆消防組合が指定する入札期間において持参し、入札しなければならない。

(1) 入札書（指定の様式を用いて、物件番号ごと作成及び封入封かんすること。）

(2) 入札参加資格の審査結果通知書の写し

(入札書の記入等)

第7条 入札書は、黒インクの万年筆又はボールペンを使用して記入しなければならない。

- 2 入札書には、入札に参加する者の住所、氏名（法人の場合にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名）及び入札する貸付料率を記入し、実印（法人の場合にあっては、代表者印）を用いて押印しなければならない。

- 3 前項について、入札参加申込の際に入札及び契約等の一切の執行に関する権限を入札参加申込人以外の者に委任する旨を申し出た場合にあっては、入札書に記載する住所及び氏名はその受任者のものとし、委任状兼使用印鑑届にて届け出た印を押印するものとする。

- 4 第2項に規定する貸付料率は、売上金額に対する貸付料率（小数点以下第一位まで算定する。）とし、算用数字によって記入しなければならない。

- 5 入札書は、入札に参加する者の住所及び氏名（法人の場合にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名）を記入した封筒に1通ずつ入れて封かんし、提出しなければならない。

- 6 前項について、入札参加申込の際に入札及び契約等の一切の執行に関する権限を入札参加申込人以外の者に委任する旨を申し出た場合にあっては、入札書を封入封かんする封筒に記載する所在地、名称及び氏名はその受任者のものとする。

- 7 第5項の規定により提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することができない。

(入札の無効)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- (1) 第3条に規定する入札参加資格のない者
- (2) 指定した入札期間及び入札場所において入札をしなかった者
- (3) 記名押印のない入札をした者
- (4) 訂正した価格により入札をした者
- (5) 貸付料率その他の事項について、認知しがたい記載をした者
- (6) 駿東伊豆消防組合が設定する最低貸付料率未満の入札をした者
- (7) 入札に関し不正行為を行ったと認められる者
- (8) 入札物件1件につき2以上の入札をした者
- (9) 同一事業者による貸付けを1物件に限定する貸付場所について、当該貸付場所に係る他の物件を落札した者
- (10) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札をした者
(開札)

第9条 入札者は開札に立ち会うことができる。ただし、入札者が開札に立ち会わないときは、入札に関係のない駿東伊豆消防組合の職員を立ち会わせて開札を行う。

(落札者の決定)

第10条 落札者は、駿東伊豆消防組合の設定する最低貸付料率以上であり、かつ、最高の貸付料率を入札した者とする。

2 複数の物件がある貸付場所については、同一事業者はそれぞれの貸付場所ごとに1物件までの貸付けとする。入札は物件番号順に執行し、先の物件で落札者となった者がその後の物件にも参加している場合は、それ以後に開札する同じ貸付場所の物件の入札を無効として取り扱う。

3 駿東伊豆消防組合の最低貸付料率以上であり、かつ、最高の貸付料率を入札した者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定する。ただし、当該入札参加者が開札に立ち会っていないときは、入札に関係のない駿東伊豆消防組合の職員が代わりにくじを引くものとする。

4 前項ただし書の場合において、関係者は、異議の申し立てをすることができない。

5 入札結果は、全ての入札を対象とし、開札の場においてその内容を直ちに公表するものとする。

(落札の通知)

第11条 前条の規定により落札者が決定したときは、直ちに当該落札者に対し、落札

の決定及び落札した物件に係る契約の締結について必要な事項を通知するものとする。

(契約の締結)

第12条 落札者は、前条の規定による落札の通知を受けた日から起算して5日以内

(土曜日、日曜日及び国民の祝日を含む。)に募集要領に添付する契約書の様式により、駿東伊豆消防組合と契約を締結しなければならない。

2 落札者が、前項の期間内に契約を締結しないとき又は第8条各号のいずれかに該当することが判明したときは、当該落札は、その効力を失う。

3 落札者は、契約関係書類の作成に当たっては、実印(法人の場合にあっては、代表者印)を用いなければならない。

4 前項について、入札参加申込の際に入札及び契約等の一切の執行に関する権限を入札参加申込人以外の者に委任する旨を申し出た場合にあっては、落札者は契約関係書類の作成に当たり、委任状兼使用印鑑届にて届け出た印を押印するものとする。

(契約保証金)

第13条 契約保証金は、免除する。

(貸付料の支払い)

第14条 貸付料は、各使用月の翌月の駿東伊豆消防組合が指定する期日までに、駿東伊豆消防組合が発行する納入通知書により納入しなければならない。

2 前項の規定により納入する金額は、それぞれの売上金額に落札した貸付料率を乗じて得た額に取引に係る消費税及び地方消費税を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額)及び光熱水費とする。

(契約の解除)

第15条 駿東伊豆消防組合は、第12条の規定による契約締結後において、落札者の当該契約に関する不正の事実が判明したとき又は落札者が法令、本心得書若しくは当該契約に違反したときは、当該契約を解除することができる。

(契約不適合)

第16条 落札者は、第12条の規定による契約締結後、貸付物件に契約の内容に適合しないものがあることが判明した場合においても、貸付料の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(入札結果の公表について)

第17条 入札結果については、入札参加者数、落札の有無、落札金額及び落札者（法人又は個人の別）を公表するものとする。

2 駿東伊豆消防組合は、本件入札に関し、駿東伊豆消防組合情報公開条例（平成28年条例第11号）に基づく開示請求がなされた場合において、必要があると認めるときは、落札者に関する情報を開示するものとする。